



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年10月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00 ~ PM 5:00

iDeCo の制度が改正されます

何が変わる？

2022年10月から、企業型 DC 加入者でも原則 iDeCo に加入できるようになります。労使合意の規約や事業主掛金上限の引下げがなくても、全体の拠出限度額が 事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになるので、企業型 DC 加入者が iDeCo を利用しやすくなります。

メリット

iDeCo は掛金の全額が所得控除になるため、所得税と住民税を軽減できる効果があります。また、iDeCo は自分で金融機関を選ぶため、企業型 DC では扱っていない商品を選択することもできます。

注意点

加入者掛金拠出制度と iDeCo は併用できないのでどちらかを選ばなくてはなりません。また、iDeCo の掛金額は各月企業型 DC の事業主掛金額と合算して月額 5.5 万円、確定給付型の他制度にも加入する場合は月額 2.75 万円を超えることはできません。

下記表を参考にしてください。

	企業型 DC のみに加入する場合	企業型 DC と確定給付型の他制度に加入する場合
iDeCo の掛金額	月額 5.5 万円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金額 iDeCo の拠出限度額の上限は 2 万円	月額 2.75 万円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金額 iDeCo の拠出限度額の上限は 1.2 万円

今回の改正を機に、今まで iDeCo を利用できなかった人も利用を検討してみたいかがでしょうか？

ご不明な点などあれば、当事務所までお問い合わせください！

(中村 記)

